

令和6年度

集 団 指 導 資 料

(地域密着型サービス共通)

八女市介護長寿課

令和6年度 集団指導資料 地域密着型サービス共通 目次

1. 令和6年度八女市地域密着型サービス事業者運営指導等実施方針	1
2. 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	3
3. 八女市指定地域密着型サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	8
4. 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う 実施上の留意事項について	18
5. 令和5年度運営指導指摘事項（小規模多機能型居宅介護）	25
6. 令和5年度運営指導指摘事項（看護小規模多機能型居宅介護）	27
7. 令和5年度運営指導指摘事項（認知症対応型共同生活介護）	29
7. 令和5年度運営指導指摘事項（地域密着型通所介護）	30
7. 令和5年度運営指導指摘事項（居宅介護支援）	31
8. 八女市ケアマネジメントに関する基本方針	32
9. 「特別地域」加算及び「中山間地域等」加算について	34
10. 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について	38

令和6年度八女市地域密着型サービス事業者運営指導等実施方針

1 指導及び監査の根拠

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第23条、第78条の6、第78条の7、第82条の2、第83条、第115条の16、第115条の17、第115条の26、第115条の27
- (2) 八女市地域密着型サービス事業者等運営指導等実施要綱

2 指導及び監査の対象

- (1) 指定地域密着型サービス事業者
- (2) 指定介護予防地域密着型サービス事業者
- (3) 指定居宅支援事業者
- (4) 指定介護予防支援事業者

3 実施方針

介護保険法の規定に基づき適正な保険給付が確保されているか、事業に係る「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」は遵守されているか、利用者本位のサービスが提供されているか等の観点に立ち指導を行う。

なお、介護給付適正化対策の実施に伴い、その趣旨を踏まえた指導を併せて行うものとする。

4 実施方法

集団指導及び運営指導

5 令和6年度の重点事項

法令等の周知の徹底、利用者保護の観点を踏まえ、次のとおり令和6年度の重点事項を定める。

(1) 人員数及び勤務体制について

サービスの質の確保のため、適正に配置された従業者によるサービスの提供が行われるよう指導を徹底する。

(2) 内容及び手続きの説明、同意について

利用申込者がサービスを選択するために必要となる重要事項に記載漏れ等がないよう指導を徹底するとともに、併せて書面による利用者の同意を確認する。

(3) 個別サービス計画の作成と適切な取扱いについて

利用者ごとの具体的なサービス計画の作成及び利用者への説明、同意、交付等について指導を徹底する。

(4) サービス提供の記録及び適切な取扱いについて

サービスを提供した際の具体的なサービス内容等の記録及び記載内容等について指導を徹底する。

(5) 利用料等の受領について

国の指導指針では、直ちに指定を取り消すことのできる事由として「利用者が負担すべき額の支払いを受けなかったとき」が規定されており、利用料等の受領について指導を徹底する。

併せて、利用料等の支払いを受けていることを明確に示すことができるようにすること、利用料等の明細を明らかにしておくこと及び領収書の交付についても指導を徹底する。

(6) 秘密保持について

従業者若しくは従業者であったものに関する守秘義務の措置及び利用者又はその家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ文書で得ているか等について指導を徹底する。

(7) 苦情処理の体制について

利用者からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録し、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口や苦情処理体制、手続き等を事前に整備しておくよう指導を徹底する。

また、利用者からの苦情に関し、八女市又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、指導助言に従い改善等を行っているか、併せて指導する。

(8) 介護給付費の算定について

介護給付費の適正な請求について、指導を徹底する。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

1. 趣旨

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、以下のとおり市町村の条例で定める。

ア. 厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの

- ①指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- ②指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積
- ③小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
- ④指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

イ. 厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの

- ・指定地域密着型サービスの事業（アの③に規定するものを除く）に係る利用定員

ウ. 厚生労働省令で定める基準を参酌するもの

- ・ア、イ以外のその他の事項

※基準の性格

ア. 基準は、指定地域密着型サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならない。

イ. 満たすべき基準等を満たさない場合は、指定又は更新を受けられない。

ウ. 基準に違反することが明らかになった場合

- ①相当の期間を定めて基準を遵守する勧告を行う。
- ②勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表する。
- ③正当な理由なく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、相当の期間を定めて当該勧告に係る措置をとるよう命令することができる。
- ④命令に従わなかった場合は、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部又は一部の効力を停止することができる。

エ. 以下の場合、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部又は一部の効力を停止することができる。

- ①以下に掲げる他、事業者が自己の利益を図るために基準を違反したとき
- ・指定地域密着型サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
 - ・居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
 - ・居宅介護支援事業者又はその従業者から、事業所の退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受したとき
- ②利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- ③その他①及び②に準じる重大かつ明白な基準違反があったとき

オ. 基準違反に対しては、厳正に対応するべきであること。

2. 定義

ア. 地域密着型サービス事業者

法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う者

イ. 指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービス

それぞれ法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービス

ウ. 利用料

法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価

エ. 地域密着型介護サービス費用基準額

法第42条の2第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

オ. 法定代理受領サービス

第42条の2第6項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型介護サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス

カ. 共生型地域密着型サービス

法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービス

キ. 常勤換算方法

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法

ク. 勤務延時間数

勤務表上、当該事業に係るサービス提供に従事する時間又は提供のための準備

等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数。

当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。

ケ．常勤

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数（32時間を下回る場合は32時間）に達していること。

ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられているものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

コ．専ら従事する、専ら提供に当たる

原則として、サービス提供時間帯（当該従業者の勤務時間）を通じて当該サービス以外の職務に従事しないこと。従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

サ．前年度の平均値

地域密着型介護サービス事業の従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法における前年度の平均値は、当該年度の前年度の平均を用いる。

利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を前年度の日数で除して得た数とし、この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げる。

※前年度とは、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。

※前年度の実績が1年未満の場合の利用者数等

- | | |
|-------------------|------------------|
| ①新設又は増床から6月未満 | 便宜上、利用定員の90%とする。 |
| ②新設又は増床から6月以上1年未満 | 直近6月の利用者数等の平均 |
| ③新設又は増床から1年以上 | 直近1年の利用者数等の平均 |

3．指定地域密着型サービスの事業の一般原則

ア．指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

イ．指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型介護サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着型介護サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

ウ．指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

エ．指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

4．電磁的記録等

ア．指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第三条の十第一項（第十八条、第三十七条、第三十七条の三、第四十条の十六、第六十一条、第八十八条、第百八条、第百二十九条、第百五十七条、第百六十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第九十五条第一項、第百十六条第一項及び第百三十五条第一項（第百六十九条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

イ．指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

※「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について

以下の職務において、指定を受ける際（指定を受けた後に変更の届出を行う場合を含む。）に修了することとした研修については、次のとおり。

ア．計画作成担当者

①小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス

「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」

②認知症対応型共同生活介護

「実践者研修」又は「基礎課程」

イ．管理者（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス、

認知症対応型通所介護)

「認知症対応型サービス事業管理者研修」

ウ. 代表者（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス）

「認知症対応型サービス事業開設者研修」

○八女市指定地域密着型サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定地域密着型サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 指定地域密着型サービスの事業（第3条—第17条）

第2節 指定地域密着型介護予防サービスの事業（第18条—第23条）

第3節 指定居宅介護支援等の事業（第24条—第26条）

第4節 指定介護予防支援等の事業（第27条—第29条）

第3章 指定地域密着型サービス事業者等の指定基準（第30条・第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、八女市における指定地域密着型サービスの事業等に関し必要な基準等を定めるものとする。

2 前項の規定により定める指定地域密着型サービスの事業等に関し必要な基準等は、次に掲げるものとする。

- （1） 法第78条の4第1項及び第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- （2） 法第115条の14第1項及び第2項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- （3） 法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定による基準該当居宅介護支援並びに指定居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の事業の人員及び運営に関する基準
- （4） 法第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定による基準該当介護予防支援並びに指定介護予防支援（以下「指定介護予防支援等」という。）の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- （5） 指定地域密着型サービス事業者等の指定基準

（平26条例32・全改、平30条例4・一部改正）

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び法に基づく厚生労働省令において使用する用語の例による。

第2章 指定地域密着型サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 指定地域密着型サービスの事業

（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）

第3条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（平26条例32・旧第4条繰上）

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本方針)

第4条 指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

(平26条例32・旧第5条繰上)

(夜間対応型訪問介護の基本方針)

第5条 指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。

(平26条例32・旧第6条繰上)

(地域密着型通所介護の基本方針)

第6条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(平29条例10・追加)

(認知症対応型通所介護の基本方針)

第7条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下この条、第9条、第19条及び第21条において同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(平26条例32・旧第7条繰上・一部改正、平29条例10・旧第6条繰下・一部改正)

(小規模多機能型居宅介護の基本方針)

第8条 指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(平26条例32・旧第8条繰上、平29条例10・旧第7条繰下)

(認知症対応型共同生活介護の基本方針)

第9条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症である者について、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(平26条例32・旧第9条繰上、平29条例10・旧第8条繰下)

(地域密着型特定施設入居者生活介護の基本方針)

第10条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護(以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。)の事業を行う指定地域密着型特定施設は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

(平26条例32・旧第10条繰上、平29条例10・旧第9条繰下)

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基本方針)

第11条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(次条のユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設の一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合には、4人以下とすることができる。

(平26条例32・旧第11条繰上、平29条例10・旧第10条繰下)

(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針)

第12条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築

き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(平26条例32・旧第12条繰上、平29条例10・旧第11条繰下)

(看護小規模多機能型居宅介護の基本方針)

- 第13条 指定地域密着型サービスに該当する看護小規模多機能型居宅介護の事業は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第8条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(平26条例32・旧第13条繰上・一部改正、平27条例5・一部改正、平29条例10・旧第12条繰下・一部改正)

(非常災害対策)

- 第14条 第6条から前条までに規定する事業に係る指定地域密着型サービス事業者は、火災、風水害、地震等非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、非常災害時における避難、救出等の訓練を定期的に行わなければならない。

(平26条例32・旧第14条繰上・一部改正、平29条例10・旧第13条繰下)

(サービス提供に関する記録の整備)

- 第15条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者、入居者又は入所者に対する指定地域密着型サービスの提供に関する記録で次の表の左欄に掲げるものを整備し、かつ、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる日から右欄に掲げる期間保存しなければならない。

別表第1に掲げる記録	サービスの提供に係る保険給付支払の日	5年
別表第2に掲げる記録	左欄の記録の完結の日	2年

(平26条例32・旧第15条繰上、平29条例10・旧第14条繰下)

(地産地消の推進)

- 第16条 第6条から第13条までに規定する事業に係る指定地域密着型サービス事業者は、利用者、入居者又は入所者の栄養や心身の状況、嗜好を考慮した食事を提供するとともに、可能な限り地元の食材を活用するよう努めなければならない。

(平26条例32・旧第16条繰上・一部改正、平29条例10・旧第15条繰下・一部改正)

(その他の基準)

- 第17条 この節に定めるものを除くほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、法第78条の4第3項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

(平26条例32・旧第17条繰上、平29条例10・旧第16条繰下)

- 第2節 指定地域密着型介護予防サービスの事業

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

- 第18条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し

て、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(平26条例32・旧第19条繰上、平29条例10・旧第17条繰下)

(介護予防認知症対応型通所介護の基本方針)

- 第19条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(平26条例32・旧第20条繰上、平29条例10・旧第18条繰下)

(介護予防小規模多機能型居宅介護の基本方針)

- 第20条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(平26条例32・旧第21条繰上、平29条例10・旧第19条繰下)

(介護予防認知症対応型共同生活介護の基本方針)

- 第21条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(平26条例32・旧第22条繰上、平29条例10・旧第20条繰下)

(準用)

- 第22条 第14条から第16条までの規定は、指定地域密着型介護予防サービス事業者について準用する。この場合において、第14条中「第6条から前条までに規定する事業に係る指定地域密着型サービス事業者」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービス事業者」と、第15条中「指定地域密着型サービス事業者」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービス事業者」と、「利用者、入居者又は入所者」とあるのは「利用者」と、「指定地域密着型サービス」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービス」と、同条の表中「別表第1」とあるのは「別表第3」と、「別表第2」とあるのは「別表第4」と読み替えるものとする。

(平26条例32・旧第23条繰上・一部改正、平29条例10・旧第21条繰下・一部改正)

(その他の基準)

- 第23条 この節に定めるものを除くほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、法第115条の14第3項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

(平26条例32・旧第24条繰上、平29条例10・旧第22条繰下)

第3節 指定居宅介護支援等の事業

(平30条例4・追加)

(指定居宅介護支援等の一般原則)

第24条 指定居宅介護支援等の事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定居宅介護支援等の事業者は、指定居宅介護支援等の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(平30条例4・追加)

(準用)

第25条 第15条の規定は、指定居宅介護支援等の事業者について準用する。この場合において、同条中「指定地域密着型サービス事業者」とあるのは「指定居宅介護支援等の事業者」と、「利用者、入居者又は入所者」とあるのは「利用者」と、「指定地域密着型サービスの」とあるのは「指定居宅介護支援等の」と、同条の表中「別表第1」とあるのは「別表第5」と、「別表第2」とあるのは「別表第6」と読み替えるものとする。

(平30条例4・追加)

(その他の基準)

第26条 この節に定めるものを除くほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、法第47条第2項及び第81条第3項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

(平30条例4・追加)

第4節 指定介護予防支援等の事業

(平26条例32・追加、平30条例4・旧第3節繰下)

(指定介護予防支援等の一般原則)

第27条 指定介護予防支援等の事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定介護予防支援等の事業者は、指定介護予防支援等の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(平26条例32・追加、平29条例10・旧第23条繰下、平30条例4・旧第24条繰下)

(準用)

第28条 第15条の規定は、指定介護予防支援等の事業者について準用する。この場合において、同条中「指定地域密着型サービス事業者」とあるのは「指定介護予防支援等の事業者」と、「利用者、入居者又は入所者」とあるのは「利用者」と、「指定地域密着型サービスの」とあるのは「指定介護予防支援等の」と、同条の表中「別表第1」とあるのは「別表第7」と、「別表第2」とあるのは「別表第8」と

と読み替えるものとする。

(平26条例32・追加、平29条例10・旧第24条繰下・一部改正、平30条例4・旧第25条繰下・一部改正)

(その他の基準)

第29条 この節に定めるものを除くほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、法第59条第2項及び第115条の24第3項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

(平26条例32・追加、平29条例10・旧第25条繰下、平30条例4・旧第26条繰下・一部改正)

第3章 指定地域密着型サービス事業者等の指定基準

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員)

第30条 法第78条の2第1項の規定により条例で定める定員は、29人以下とする。

(平26条例32・旧第25条繰下、平29条例10・旧第26条繰下、平30条例4・旧第27条繰下)

(指定地域密着型サービスの事業等の申請者の資格)

第31条 法第78条の2第4項第1号、法第79条第2項第1号、第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号の規定により条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 法人である者

(2) 八女市暴力団排除条例(平成22年八女市条例第10号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が経営に関与していない者

(平26条例32・旧第26条繰下・一部改正、平29条例10・旧第27条繰下、平30条例4・旧第28条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月11日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月6日条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月22日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の八女市指定地域密着型サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月16日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(八女市手数料条例の一部改正)

2 八女市手数料条例(平成12年八女市条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

別表第1（第15条、第22条関係）

（平26条例32・平29条例10・一部改正）

サービスの種別	整備しておくべき記録
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 主治の医師による指示の文書 (4) 訪問看護報告書
夜間対応型訪問介護	(1) 夜間対応型訪問介護計画 (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
地域密着型通所介護	(1) 地域密着型通所介護計画 (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
認知症対応型通所介護	(1) 認知症対応型通所介護計画 (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
小規模多機能型居宅介護	(1) 居宅サービス計画 (2) 小規模多機能型居宅介護計画 (3) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
認知症対応型共同生活介護	(1) 認知症対応型共同生活介護計画 (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
地域密着型特定施設入居者生活介護	(1) 地域密着型特定施設サービス計画 (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型を含む。）	(1) 地域密着型施設サービス計画 (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
看護小規模多機能型居宅介護	(1) 居宅サービス計画 (2) 看護小規模多機能型居宅介護計画 (3) 主治の医師による指示の文書 (4) 看護小規模多機能型居宅介護報告書 (5) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

別表第2（第15条、第22条関係）

（平26条例32・平27条例5・平29条例10・一部改正）

サービスの種別	整備しておくべき記録
1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護	(1) 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市への通知に係る記録 ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (2) 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録 (3) 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
2 小規模多機能型介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護	(1) 身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (2) 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録

	(3) 1の項に掲げる記録
3 地域密着型特定施設入居者生活介護	(1) 委託により他の事業者に行わせた業務の実施状況について確認した結果等の記録 (2) 有料老人ホームである指定地域密着型特定施設において指定地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合の条件である利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類 (3) 1の項に掲げる記録 (4) 2の項の(1)及び(2)に掲げる記録
4 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型を含む。）	(1) 1の項に掲げる記録 (2) 2の項の(1)に掲げる記録

別表第3（第22条関係）

（平26条例32・全改、平29条例10・一部改正）

サービスの種別	整備しておくべき記録
介護予防認知症対応型通所介護	(1) 介護予防認知症対応型通所介護計画 (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防小規模多機能型居宅介護	(1) 指定介護予防サービス等の利用に係る計画 (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護計画 (3) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防認知症対応型共同生活介護	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護計画 (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

別表第4（第22条関係）

（平26条例32・平29条例10・一部改正）

サービスの種別	整備しておくべき記録
1 介護予防認知症対応型通所介護	(1) 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市への通知に係る記録 ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。 イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (2) 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録 (3) 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
2 介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	(1) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (2) 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録 (3) 1の項に掲げる記録

別表第5（第25条関係）

（平30条例4・追加）

サービスの種別	整備しておくべき記録
指定居宅介護支援等	(1) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

	(2) 居宅サービス計画 (3) アセスメントの結果の記録 (4) サービス担当者会議等の記録 (5) モニタリングの結果の記録
--	---

別表第6（第25条関係）

（平30条例4・追加）

サービスの種別	整備しておくべき記録
指定居宅介護支援等	(1) 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市町村への通知に係る記録 ア 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (2) 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録 (3) 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

別表第7（第28条関係）

（平26条例32・追加、平29条例10・一部改正、平30条例4・旧別表第5繰下・一部改正）

サービスの種別	整備しておくべき記録
指定介護予防支援等	(1) 指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録 (2) 介護予防サービス計画 (3) アセスメントの結果の記録 (4) サービス担当者会議等の記録 (5) 評価の結果の記録 (6) モニタリングの結果の記録

別表第8（第28条関係）

（平26条例32・追加、平29条例10・一部改正、平30条例4・旧別表第6繰下・一部改正）

サービスの種別	整備しておくべき記録
指定介護予防支援等	(1) 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市への通知に係る記録 ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (2) 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録 (3) 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

1. 届出手続きの運用

ア. 変更届

指定を受けた内容に変更があった場合、その内容を変更届として届け出ること。

①提出期限 変更後10日以内

②届出が必要となる主な内容（例）

- ・代表者、役員等の氏名及び住所
- ・事業所の名称及び所在地
- ・管理者、計画作成担当者の氏名及び住所
- ・営業日、利用料金、その他の運営規程上に定めた事項
- ・加算の開始・終了その他体制等に関する事項（事前の申請が必要）
- ・その他、変更届及びサービス種別ごとの変更届出書チェック表で定めた事項

③提出書類

- ・変更届出書
- ・変更届出書チェック表
- ・変更届出書チェック表の該当項目に記載された提出書類 など

※資格要件（必要な研修の修了）を満たしていない管理者又は計画作成担当者の配置についての例外的取扱いについて

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、複合型サービスの代表者、管理者及び計画作成担当者について、地域密着型サービスの事業の人員基準において、厚生労働大臣が定めた研修を修了しているものでなければならないと定められているところであるが、やむを得ない理由により定められた研修を修了していない者（以下、無資格者）を当該職務に配置する場合の取扱いを以下のとおりとする。

① 以下の要件をすべて満たす場合には、当該研修を修了するまでの間は、運営基準違反としての事業の休止等の指導及び人員基準欠如減算の対象としない。

- ・無資格者を配置すべき事由が発生したときは、事前に報告（相談）を行うこと。
- ・直近の必要な研修を受講させる旨の誓約書を提出し、当該研修が修了した際には速やかに研修の修了証の写しを提出すること。
- ・当該事由の発生後、10日以内に遅滞なく変更届等を提出すること。

②提出する書類

- ・変更届出書（変更届出書チェック表その他必要書類を含む。）
- ・必要な研修を受講させる旨の誓約書

※やむを得ない理由とは、当該従業者の急な離職等、事業所の責に帰すべき事由以外のもの。（配置転換等、事業所の都合によるものは含まれない。）

イ．介護給付費算定に係る体制等に関する変更届（加算届）

加算の算定を開始する場合は、事前に届け出ること。

①提出期限

- ・小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護

⇒ 開始月の前月の１５日

- ・認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

⇒ 開始月の１日（原則、開始月の前月中に提出すること。）

②届出が必要となる内容

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・変更届出書チェック表に記載された加算及び体制等に関する事項

③提出書類

加算届（変更届）として提出すること。

ウ．廃止届・休止届・再開届

①提出期限 廃止・休止する場合は１か月前、再開する２か月前

※当該届を提出すべき事由が発生した場合は、早急に連絡すること。

②提出書類

- ・廃止・休止・再開届出書（様式第３号）

- ・再開の際は、新規申請と同等の書類の提出を求め、審査を行います。

- ・廃止・休止の場合は、あらかじめ担当介護支援専門員や市町村（保険者）に廃止・休止の予定日を連絡し、現にサービスを受けている利用者が同等のサービスを引き続き受けることができるよう、引継ぎを含めた適切な措置が講じられているかどうかを確認します。

※休止は、再延長を含めて最長でも１年間とします。１年以内に再開が見込まれない場合は、休止届でなく、廃止届を提出してください。（休止後１年経過したら、廃止届を提出してください。）

エ．介護職員等処遇改善加算の届出

①提出期限 開始月の前々月末

②提出書類 介護職員処遇改善加算計画書及び添付書類一式

2. 指定地域密着型介護サービス介護給付費単位数表に関する事項

ア. 算定上における端数処理

- ・単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていく。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。
- ・この計算の後、単位数の計算を行う場合は、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行うが、上乘せされる単位数が1単位に満たない場合は、1単位に切り上げて算定する。
- ・単位数から金額に換算する際に生じる1円未満の端数は「切り捨て」する。
- ・サービスコードの合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。

イ. サービス種類相互の算定関係について

①認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護

- ・当該サービスを受けている間は、その他の指定居宅サービス又は地域密着型サービスに係る介護給付費（居宅療養管理指導費を除く。）は算定しない。
- ・当該サービスの提供に必要がある場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の指定居宅サービス又は地域密着型サービスを利用させることは差し支えない。

②小規模多機能型居宅介護

- ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている間は、小規模多機能型居宅介護費は算定しない。
- ・当該サービスを受けている間は、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び福祉用具貸与費を除く指定居宅サービス並びに指定地域密着型サービスに係る費用の額は算定しない。

③看護小規模多機能型居宅介護

- ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている間は、複合型サービス費は算定しない。
- ・当該サービスを受けている間は、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び福祉用具貸与費を除く指定居宅サービス並びに指定地域密着型サービスに係る費用の額は算定しない。

④地域密着型通所介護、

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

認知症対応型通所介護

- ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている間は、地域密着型通所介護費、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費及び認知症対応型通所介護費は算定しない。

ウ．施設外泊時等における地域密着型サービスの算定について

施設入所（入院）者が外泊又は介護老人保健施設若しくは経過的介護療養型医療施設の試行的退所を行っている場合は、地域密着型サービスは算定しない。

エ．同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とする。

オ．入所等の日数の数え方について

- ①入所（入居）の日数は、原則として、入所した日及び退所した日の両日を含む。
- ②同一敷地内、隣接又は近接する敷地において、相互に職員の兼務や施設の共用等が行われている介護保険施設等の間で、利用者が一の介護保険施設等から退所をしたその日に他の介護保険施設等に入所する場合には、入所の日を含み、退所の日は含まれない。
- ③同一敷地内、隣接又は近接する敷地において、相互に職員の兼務や施設の共用等が行われている介護保険施設等と病院又は診療所の医療保険適用病床の間で、介護保険施設等から退所をしたその日に医療保険適用病床に入院する場合には、介護保険施設等については、退所等の日は算定されず、医療保険適用病床を退院した日に介護保険施設等に入所する場合は、入所等の日は算定しない。
- ④厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準等の算定方法の適用に関する平均利用者数等の算定においては、入所した日を含み、退所した日は含まれない。

※介護保険施設等とは、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設、特定施設又は介護保険施設をいう。

カ．定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について

- ①定員超過基準については、適正なサービス提供を確保するための規定であり、定員超過利用の未然防止を図るよう努めること。
- ②利用者等の数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。
1月間の利用者数の平均（小数点以下切り上げ）
＝ 当該月の全利用者の延数 ÷ 当該月の日数
- ③定員超過利用の基準に該当することとなった事業所は、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数を減算し、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の前定単位数を算定する。
- ④市町村長は、定員超過利用が行われている事業所に対して指導すること。
当該指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。
- ⑤災害の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については減算しない。

- ⑥小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護において、過疎地域であって、地域の実情により当該地域における効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に限り、登録定員を超えてサービス提供を行うことが例外的に認められる。

キ．常勤換算方法による職員数の算定方法について

常勤換算方法による職員数（小数点第二位以下切り捨て）

＝ 暦月ごとの職員の勤務延時間数 ÷ 常勤の職員が勤務すべき時間
配置されていた職員が、やむを得ない理由により一時的に1割の範囲内で減少した場合は1月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。

その他、常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱い

- ①母性健康管理措置又は育児・介護休業法に規定する育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、1として取り扱うことを可能とする。
- ②母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

ク．人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について

- ①人員基準欠如基準については、適正なサービス提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めること。

- ②職員の員数を算定する際の利用者は、前年度の平均を用いる。

前年度の利用者数の平均（小数点第二位以下切り上げ）

＝ 前年度の全利用者の延数 ÷ 前年度の日数

- ③看護・介護職員の人員基準欠如については、以下のとおり、利用者全員について所定単位数を減算する。

- ・一割を超えて減少した場合 その翌月から解消されるに至った月まで
- ・一割の範囲内で減少した場合 その翌々月から解消されるに至った月まで
(翌月の末日に人員基準を満たす場合を除く。)

- ④看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数を減算する。

- ⑤小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護における介護支援専門員、認知症対応型共同生活介護における計画作成担当者が必要な研修を受けていない場合は、その翌々月から解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数を減算する。

※以下の場合においては、当該研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとすることも差し支えない。

- a. 新たに配置された計画作成担当者が、市町村から推薦を受けて当該研修の申込を行い、研修を修了することが確実に見込まれるとき。
 - b. a の計画作成者が急な離職等、事業所の責に帰すべき事由以外のやむを得ない理由により研修を修了しなかった場合であって、当該離職等の翌々月までに研修を修了することが確実に見込まれる計画作成担当者を新たに配置したとき。
- ⑥夜間及び深夜の勤務又は宿直勤務を行う職員等については、ある月について以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者全員について減算する。
- ・人員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合
 - ・人員基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合
- ⑦市町村長は、著しい人員基準欠如が継続する場合は、職員の増員、利用定員の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合は、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

ケ. 夜勤体制による減算について

- ①夜勤体制による基準については、夜間の安全の確保及び利用者のニーズに対応し、適正なサービス提供を確保するための規定であり、夜勤を行う看護職員又は介護職員の員数不足の未然防止を図るよう努めること。
- ②ある月（暦月）について以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者全員について減算する。
- ・夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が基準に満たない事態が2日以上連続して発生した場合
 - ・夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が基準に満たない事態が4日以上発生した場合
- ③職員の員数を算定する際の利用者は、前年度の平均を用いる。
- $$\text{前年度の利用者数の平均（小数点以下切り上げ）} = \frac{\text{前年度の全利用者の延数}}{\text{前年度の日数}}$$
- ④夜勤職員基準に定められる夜勤を行う職員の員数は、複数の職員が交代で勤務することにより当該基準を満たして構わないものとする。
- ⑤市町村長は、夜勤を行う職員の不足状態が続く場合は、夜勤を行う職員の確保を指導し、指導に従わない場合は、指定の取消しを検討すること。

コ. 新設、増床又は減床の場合の利用者数等について

人員基準欠如及び夜勤を行う職員の員数の算定に関しては、以下のとおり

- ①新設又は増床分のベッドに関して1年未満の実績しかない場合
- ・新設又は増床から6月未満 便宜上、ベッド数の90%。
 - ・新設又は増床から6月以上1年未満 直近6月の利用者数の平均
 - ・新設又は増床から1年以上 直近1年の利用者数の平均

②減床後の実績が3月以上ある場合は、減床後の利用者数の平均

サ. 市町村が独自に定める介護報酬の設定

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護費、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス費については、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の範囲内で、市町村が通常の報酬よりも高い報酬を算定できる。

シ. 「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について

①加算の算定要件として、「認知症高齢者の日常生活自立度」を用いる場合の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書を用いる。

※主治医意見書とは、主治医意見書中「3. 心身の状態に関する意見(1)日常生活の自立度等について・認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載をいう。

②①の判定結果は、判定した医師名、判定日と共に、居宅サービス計画又は各サービスのサービス計画に記載すること。

※複数の判定結果がある場合は、最も新しい判定を用いる。

③医師の判定がない場合（主治医意見書使用に関する同意が得られていない場合を含む。）は、認定調査員が記入した「認定調査票」の「認定調査票（基本調査）」7の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いる。

ス. 文書の取扱いについて

① 電磁的記録について

事業者等は、書面の作成、保存等を電磁的記録により行うことができる。

※電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

② 電磁的方法について

事業者等は、交付、説明、同意、承諾、締結等について、事前に利用者又はその家族等の承諾を得た上で、電磁的方法によることができる。

③ その他

イ この通知に定めるほか、単位数の算定に当たって押印を要する文書については、押印を不要とする変更等が行われたものとみなして取り扱うものとする。

ロ 単位数の算定に当たって事業者書類の提出を求める場合にあっては、事業者過度な負担が生じないよう配慮し、必要以上の添付書類等を求めないものとする。

令和5年度運営指導指摘事項（小規模多機能型居宅介護）

1 運営に関する基準

（1） 重要事項説明書に第三者評価の実施状況等の重要事項が記載されておらず、同意を得たことが確認できない事例

事業者は、サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供開始について利用申込者の同意を得なければなりません。

重要事項説明書の内容を適正に整備し、同意を得てください。

（平18厚労令34第88条）（準用第3条7）

（平18厚労令36第64条）（準用第11条）

（2） 身体的拘束等が発生した際の記録に不備がある事例

事業所は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っては いけません。指定小規模多機能型居宅介護事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由を記録しなければなりません。

「緊急やむを得ない場合」は、三つの要件である「切迫性」、「非代替性」、「一時性」をすべて満たす必要があります。三つの要件を満たした内容の詳細な記録を整備してください。

（平18厚労令34第73条）

（平18厚労令36第53条）

（3） ハラスメントの指針の策定や相談窓口等の設置がない事例

事業者は、適切な指定小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより小規模多機能型居宅介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなりません。

ハラスメント対策について、指針の策定や相談窓口の設置等の必要な措置を講じてください。

（平18厚労令34第88条）（準用第30条）

(平18厚労令36第64条)(準用第28条)

(4) 外部評価の評価結果を利用者家族等へ送付していない事例

事業者は、自ら提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表しなければなりません。また、自己評価及び外部評価の結果は、利用者及び利用者家族へ提供することとされています。

利用者への提供と併せて、利用者家族への手交若しくは送付により適切に評価結果の提供を行ってください。

(平18厚労令34第72条)

(平18厚労令36第65条)

2 介護給付費の算定

(1) 看取り連携体制加算：施設の利用開始時に看取りに関する方針の内容を説明した同意書が確認できない事例

事業者は、看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得なければなりません。

利用開始の際に説明したことが記録上分かるよう、看取り期における対応方針の説明時に同意を得て、その記録を整備してください。

(2) 認知症加算：算定期間において日常生活自立度の要件を満たすことが確認できない事例

認知症加算について、加算の要件として日常生活自立度を用いる場合は、医師の判定結果又は主治医意見書を用いることとされています。また、判定結果は、判定した医師、判定日と共に、居宅サービス計画又は各サービスのサービス計画に記載するものとし、最も新しい判定を用いることとされています。

算定する際は要件を満たしていることを確認し、当該記録を整備してください。

令和5年度運営指導指摘事項（看護小規模多機能型居宅介護）

1 人員に関する基準

（1）常勤換算方法で2.5以上の看護職員の配置が確認できない事例

従業者のうち常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師でなければなりません。

従業員の員数が基準に満たない場合は減算を行ってください。また、人員基準欠如の状態は不適切であるため、早急に人員配置を改善してください

（平18厚労令34第171条）

2 運営に関する基準

（1）重要事項説明書に第三者評価の実施状況等の重要事項が記載されておらず、同意を得たことが確認できない事例

事業者は、サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供開始について利用申込者の同意を得なければなりません。

重要事項説明書の内容を適正に整備し、同意を得てください。

（平18厚労令34第182条）（準用第3条7）

3 介護給付費の算定

（1）看護小規模多機能型居宅介護の利用がない利用者に対し介護給付費を算定されている事例

通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも利用し得ない月の算定については、登録が継続していれば算定は可能であるが、サービスを利用できないのに利用者負担が生じることに配慮して、基本的には一旦契約を終了すべきとされています。

月を通じて利用がない場合は契約を終了し、介護給付費を算定するべきではありません。

（2）日割り報酬：誤って月額報酬を算定している事例

看護小規模多機能居宅介護費は、登録している期間1月につきそれぞれの所定単位数（月額報酬）を算定し、月途中から登録した場合又は登録を終了した場合には、

登録していた期間に対応した単位数（日割り報酬）を算定することとなります。この算定の基礎となる「登録日」とは、契約を結んだ日ではなく、通い、訪問又は宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日となります。

登録日が月途中の利用者及び月途中に死亡による受給資格喪失をした利用者に対しては、月額報酬ではなく日割り報酬を算定してください。

(3) 褥瘡マネジメント加算：要介護度の要件を満たさない利用者に算定している事例

褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）は、原則として要介護度３以上の利用者全員を対象として利用者ごとに加算要件を満たした場合に、当該事業所の要介護度３以上の利用者全員に対して加算できるものです。

要介護度３未満の利用者には、当該加算は算定できません。

(4) 排せつ支援加算：要介護度の要件を満たさない利用者に算定している事例

排せつ支援加算（Ⅰ）は、原則として要介護度３以上の利用者全員を対象として利用者ごとに加算要件を満たした場合に、当該事業所の要介護度３以上の利用者全員に対して加算できるものです。

要介護度３未満の利用者には、当該加算は算定できません。

(5) 認知症加算：算定期間において日常生活自立度の要件を満たすことが確認できない事例

認知症加算について、加算の要件として日常生活自立度を用いる場合は、医師の判定結果又は主治医意見書を用いることとされています。また、判定結果は、判定した医師、判定日と共に、居宅サービス計画又は各サービスのサービス計画に記載するものとし、最も新しい判定を用いることとされています。

算定する際は要件を満たしていることを確認し、当該記録を整備してください。

令和5年度運営指導指摘事項（認知症対応型共同生活介護）

1 運営に関する基準

（1） 重要事項説明書に第三者評価の実施状況が記載されていない事例

事業者は、サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供開始について利用申込者の同意を得なければなりません。

重要事項説明書に必要な事項を記載し、適正に整備してください。

（平18厚労令34第108条）（準用第3条7）

（平18厚労令36第85条）（準用第11条）

2 介護給付費の算定

（1） 入院時費用：退院の見込みがない利用者について加算されている事例

入院時費用の加算は、利用者について病院、診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者等の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、円滑に再入居できる体制を確保していることが要件となります。

退院の見込みがない利用者について、当該加算は算定できません。

令和5年度運営指導指摘事項（地域密着型通所介護）

1 運営に関する基準

（1） 重要事項説明書に第三者評価の実施状況が記載されていない事例

事業者は、サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供開始について利用申込者の同意を得なければなりません。

重要事項説明書に必要な事項を記載し、適正に整備してください。

（平18厚労令34第37条）（準用第3条の7）

（2） ハラスメントの指針の策定や相談窓口等の設置が確認できない事例

事業者は、適切な地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなりません。

ハラスメント対策として、指針の策定や相談窓口の設置等の必要な措置を講じてください。

（平18厚労令34第37条）（準用第30条）

（3） 従業員から秘密保持誓約書を徴したことが確認できない事例

事業者は、当該事業所の従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければなりません。

従業員全員から秘密保持誓約書を徴してください。

（平18厚労令34第37条）（準用第3条の33）

令和5年度運営指導指摘事項（居宅介護支援事業）

1 運営に関する基準

（1） 居宅サービス計画が作成されていない事例

介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画を作成しなければなりません。

居宅サービスは必ず作成し、利用者及びその家族の同意を得てください。また、当該計画は利用者及びサービス担当者へ交付してください。

なお、居宅介護支援の業務が適切に行われない場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定し、また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数を算定できません。

（平11厚生省令第38第13条）

八女市ケアマネジメントに関する基本方針

令和2年10月

1. 策定の趣旨

介護保険において、保険給付は利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われ、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければなりません。

八女市では、要介護状態又は要支援状態となった利用者の自立支援、重度化防止等に資するためのケアマネジメントが適切に行われるよう、本市と介護支援専門員及び地域包括支援センター職員と共有することを目的として、ケアマネジメントに関する基本方針を策定します。

2. 居宅介護支援の基本方針及び基本取扱方針

本市では、「八女市指定地域密着型サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（以下、「基準条例」という。）の第24条及び第26条に基づき、居宅介護支援に関する基本方針及び基本取扱方針を以下のとおり定めます。

（1）居宅介護支援の基本方針

- ・ 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うこと。
- ・ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うこと。
- ・ 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
- ・ 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

（2）居宅介護支援の基本取扱方針

- ・ 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行うこと。
- ・ 自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ること。

3. 介護予防支援の基本方針及び基本取扱方針

本市では、基準条例の第27条及び第29条に基づき、介護予防支援に関する基本方針及び基本取扱方針を以下のとおり定めます。

(1) 介護予防支援の基本方針

- ・ 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うこと。
- ・ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うこと。
- ・ 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
- ・ 地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。

(2) 介護予防支援の基本取扱方針

- ・ 利用者の介護予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行うこと。
- ・ 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定すること。
- ・ 自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ること。

4. ケアプランチェック

(1) ケアプランチェックの位置づけ

給付適正化とは、介護給付・予防給付を必要とする利用者を適切に認定し、利用者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

本市では、この介護給付適正化に向けた取り組みの主要事業のひとつとして、ケアプランの点検（ケアプランチェック）を介護給付等適正化計画に位置づけ、介護支援専門員が適切なケアマネジメントを実施できるよう、ケアプランの点検・指導を行い、適切なプラン作成を支援するとともに、給付の適正化を図ります。

(2) ケアプランチェックの目的

ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り健全なる給付の実施を支援することを目的とします。

「特別地域」加算及び「中山間地域等」加算について

福岡県保健医療介護部介護保険課

加算の概要

(令和6年4月1日現在)

加算種別 ※1	加算割合	サービス種別 ※2	県等への事前届出①	事業所の所在地の要件	事業所の規模の要件	利用者の居住地の要件
1 「特別地域」に所在する事業所の加算	15 %	・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・福祉用具貸与 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 (以上「介護予防」を含む。) ・居宅介護支援 ・訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要	「特別地域」に所在していること	無	無
2 「中山間地域等」に所在する「小規模事業所」の加算	10 %	同上	要	「中山間地域等」に所在していること	「小規模事業所…②」であること	無
3 「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する利用者にサービスを提供した事業所の加算	5 %	・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・福祉用具貸与 ・居宅療養管理指導 (以上「介護予防」を含む。) ・居宅介護支援 ・訪問介護 ・通所介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	不要	無	無	サービスを行う利用者が、「通常の事業の実施地域（運営規程）の外」かつ「中山間地域等」に居住していること ※ 利用者が現に「中山間地域等」に居住していることが必要 ※ 通所系サービスは「中山間地域等」に居住している利用者宅への送迎が必要 ※ 利用者から別途交通費の支払を受けることができない

※1 「2の中山間地域等」と「3の中山間地域等」の地域は、異なります。

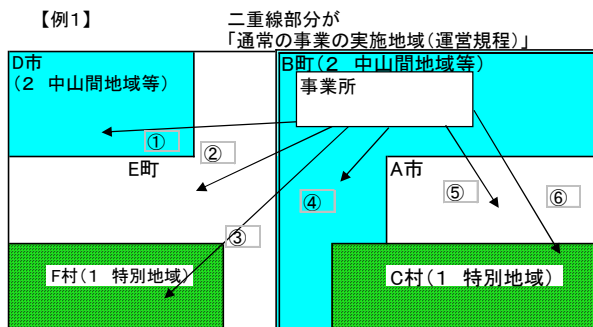
○地域区分が「その他（全サービス 1単位=10円）」でない15市町所在の事業所については、「2の10%加算」の算定はありません。

☆福祉用具貸与については、15%、10%、5%加算ではなく、開始日の属する月に、交通費に相当する額の100/100、2/3、1/3の加算となる（上限あり）。

※2 総合事業における当該加算については、各自治体に確認すること。

① 届出先	届出期限…算定開始月の前月15日まで
(1) 事業所の所在地が、北九州市、福岡市、久留米市の場合……事業所所在地の市	
(2) 居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護……事業所所在地の保険者	
(3) 事業所の所在地が、(1)の3市以外の地域	〔医療みなし(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導)…福岡県介護保険課 指定係 「医療みなし及び(2)のサービス」以外…管轄の保健福祉（環境）事務所 社会福祉課
② 小規模事業所の定義（「介護給付」と「介護予防給付」は、別々に小規模事業所の該当・非該当を判定）	
○ 前年度の4～2月（11か月）の実績で、次の基準により、小規模事業所の該当の有無を判定します。	
（前年度の実績が6か月に満たない場合は、直近の3か月の実績）	
・訪問介護 …延訪問回数が200回以下/月	・訪問看護 …延訪問回数が100回以下/月
・訪問入浴介護 …延訪問回数が20回以下/月	・介護予防訪問看護 …延訪問回数が5回以下/月
・介護予防訪問入浴介護 …延訪問回数が5回以下/月	・福祉用具貸与 …実利用者が15人以下/月
・居宅療養管理指導 …延訪問回数が50回/月	・介護予防福祉用具貸与 …実利用者が5人以下/月
・介護予防居宅療養管理指導 …延訪問回数が5回/月	・訪問リハビリテーション …延訪問回数50回/月
・居宅介護支援 …実利用者が20人以下/月	・介護予防訪問リハビリテーション …延訪問回数が10回以下/月
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 …実利用者が5人以下/月
R5年度（4～2月の11か月）の平均で小規模事業所で無くなった場合は、R6年度（4～3月サービス）の10%加算を算定することはできません。	

【例1】



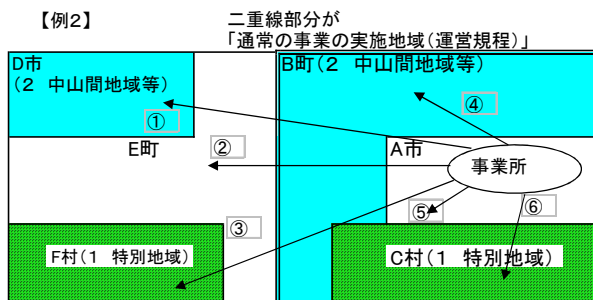
矢印の元が事業所、矢印の先が「利用者の居住地」

加算割合

	訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、訪問リハビリテーション（以上「介護予防」を含む。）、居宅介護支援、訪問介護	通所介護、通所リハビリテーション（「介護予防」を含む。）、居宅介護支援、訪問介護、通所介護
①	5%	10%+5%
②	無し	10%
③	5%	10%+5%
④	無し	10%
⑤	無し	10%
⑥	無し	10%

※ B町の地域区分は、「その他」

【例2】



矢印の元が事業所、矢印の先が「利用者の居住地」

加算割合

	訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導（以上「介護予防」を含む。）、居宅介護支援、訪問介護、通所介護
①	5%
②	無し
③	5%
④	無し
⑤	無し
⑥	無し

表1 福岡県内の「中山間地域等」加算の該当地域(事業所所在地による区分)

前年度(4月～2月)の実績で、小規模事業所でなくなったときは、中山間地域等に所在する小規模事業所加算(10%)の算定はできなくなります。

令和6年4月1日現在

事業所所在地	1 「特別地域」に所在する事業所の加算該当地域 (15%加算)	2 「中山間地域等」に所在する「小規模事業所」の加算該当地域 (10%加算) ※「1『特別地域』に所在する事業所の加算該当地域」と重複する地域は対象外
1 北九州市	馬島、藍島	
2 福岡市	玄海島、小呂島、旧脇山村	
4 久留米市		旧水縄村
6 飯塚市	①	旧筑穂町、旧潁田町
7 田川市		全域
8 柳川市		旧大和町、旧柳川市
9 八女市	旧上陽町◎(旧横山村☆に限る。)、 旧黒木町◎(旧大淵村☆、旧笠原村☆及び②に限る。)、 旧矢部村◎、 旧星野村◎	全域 (1に該当する地域を除く)
10 筑後市		旧羽犬塚町
13 豊前市	③	求菩提、篠瀬、旧合河村(轟含む)
16 筑紫野市		平等寺、上西山、本道寺・柚須原・香園
19 宗像市	地島、大島	旧玄海町
23 うきは市	旧姫治村	旧浮羽町
24 宮若市	旧吉川村	旧笠松村
25 嘉麻市	④	全域(1に該当する地域を除く)
26 朝倉市	旧高木村、旧上秋月村、旧松末村	旧秋月町、旧杷木町、旧朝倉町
27 みやま市		全域
28 糸島市	姫島	白糸、旧福吉村、旧志摩町(姫島を除く)
29 那珂川市	旧南畑村	
31 篠栗町		萩尾
34 新宮町	相島	
37 芦屋町		全域
41 小竹町		全域
42 鞍手町		全域
44 筑前町		三箇山
45 東峰村	旧小石原村	全域(1に該当する地域を除く)
48 広川町		旧上広川村
49 香春町		全域
50 添田町	旧津野村、⑤	全域(1に該当する地域を除く)
51 糸田町		全域
52 川崎町		全域
53 大任町		全域
54 赤 村		全域
55 福智町		全域
57 みやこ町	旧伊良原村	全域(1に該当する地域を除く)
59 上毛町	旧友枝村	全域(1に該当する地域を除く)
60 築上町	旧上城井村、⑥	全域(1に該当する地域を除く)

	市町村名	地域名
①	飯塚市	内住(字大野、字白坂、字原、字払ノ谷、字十郎、字用意の元、字久保山、字浦ノ谷、字福ヶ谷、字久保山前、字古屋敷、字兎山、字赤松尾及び字鍛冶木屋の地域に限る。)、山口(字米の山、字茜屋、字アラ谷、字飯田、字啞ヶ谷、字ラジト、字河原、字勘四郎、字コノヲ、字城山、字城ノ山、字新開、字地藏ヶ原、字下木屋、字尻ノ谷、字高塚、字竹ノ尾、字堂田、字峠、字松葉、字宮ノ脇、字六反田、字道官、字梨木原、字墓ノ尾、字橋ヶ下、字平原、字仏田、字堀田及び字前田の地域に限る。)、弥山(字水上、字坂ノ下、字大山口、字大塚、字大石道、字コボシキ、字小山口、字鳥越、字七曲、字仁田尾、字萩の迫、字畑川及び字広畑の地域に限る。)、及び桑曲(字前田、字牧ノ内、字ホリ田、字八郎四、字神ノ後、字上ノ浦、字ラナシ、字薄ヶ藪及び字上ノ山の地域に限る。)
②	八女市	黒木町田代(字下筒井、字上筒井、字海太郎、字鋤先、字鳥山、字曾底、字捨井手、字下堂目木、字上堂目木、字柿ノ木迫、字下姥ヶ塚、字北明所、字湯ノ下、字坂ノ根、字角佛、字小別当、字辻ノ木、字年ノ神、字三反田、字榎ノ実谷、字松本、字津留、字阿蘇谷、字池ノ谷、字井手ノ本、字岩ノ鼻、字下真梨穂、字新城、字尾草、字下尾道、字南真門、字堂ノ迫、字杉山、字田ノ原、字大坪、字鶴牧、字高柿、字森ノ下、字鳥越、字菅之谷、字谷山口、字願正、字山口、字勿鉢、字睦園、字堂目木及び字陣床の地域に限る。)、黒木町鹿子生(字作り道、字窪、字〔おう〕ノ谷、字仲田、字細工谷、字長畑、字村下、字屋敷、字南前田、字鬼突、字大股及び字糰田の地域に限る。)、黒木町土窪(字一ノ渡瀬、字柳ノ原、字梅ヶ谷、字辻、字段、字上川原、字迫田、字平瀬、字福寿庵、字井手、字長老岩、字文田、字細工谷、字中通、字西方、字辻山、字池ノ上、字原畑、字石原、字溝添、字僧見、字不動前、字不動山、字込野、字毛條野及び字柿ノ木迫の地域に限る。)、黒木町木屋(字森、字本村、字釘ノ鼻、字本坪、字山桃塚、字屋舗ノ下、字平平、字芋扱場、字松出、字京ノ松、字前田、字大窪、字中村、字建石、字佛岩、字堂ノ先、字差原、字垣添、字葛原、字鹿ノ子谷、字洲頭、字小川原、字井川元、字塚原、字小平、字大迫、字椿四郎、字長田、字長田下、字大下、字村下、字野ノ中、字餅田、字薬師ノ元、字辻、字山ノ神、字小西ノ上、字弓掛塔、字橋本、字高平、字辻ノ上、字木山、字家舗、字小谷ノ迫、字浦小路、字二本木、字浦ノ上、字一ノ坂、字辨財天、字茅切場、字木山向、字後ヶ迫、字境ノ谷(八千七百九十八番地の一から八千八百三十六番地まで及び一万九百九十番地の二から一万千二百二十四番地までの地域に限る。)、字美野尾(五千九百七番地から五千九百五十二番地まで及び七千二百二番地の一から七千三百二十四番地までの地域に限る。)、字竹ノ迫、字〔お〕扱谷及び字椿原の地域に限る。、及び黒木町北木屋(字前田、字御明園、字梶谷、字下荒谷、字白金、字久保、字外園、字水口、字滝ノ上、字滝ノ下、字山ノ原及び字漆原の地域に限る。)
③	豊前市	大字中川底(八百三十四番地の一から千八百五十一番地までの地域に限る。)
④	嘉麻市	千手(字ナカノの地域に限る。)、泉河内(字ヲムカイ、字ウト、字山ノ下、字油、字高畑及び字栗野の地域に限る。)、嘉穂才田(字川淵、字ムカエハル、字上ノ原、字下ノトリ及び字柴原の地域に限る。)、及び桑野(字倉谷、字イチノ及び字山セ川の地域に限る。)
⑤	添田町	大字榎田(字糰ノ宮、字中ノ原、字仙道及び字広瀬の地域に限る。)、大字落合(字別所河内、字鍛冶屋、字長谷、字緑川、字深倉、字中河原、字駒鳴及び字芝峠の地域に限る。)、大字英彦山(字町、字北坂本及び字唐ヶ谷の地域に限る。)、及び大字中元寺(字木浦、字大藪及び字戸谷の地域に限る。)
⑥	築上町	大字小山田(字小川谷及び字永尾の地域に限る。)

表2 福岡県内の「中山間地域等」加算の該当地域(利用者の居住地による区分)

下記地域に居住する利用者にサービスを提供しても、事業所の「通常の事業の実施地域」内であれば、加算を算定できません。
中山間地域等加算(5%)を算定する場合には、利用者から別途交通費を受領できません。

令和6年4月1日現在

利用者居住地	3 「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する者へのサービス提供を行った場合の加算該当地域（5%加算）
1 北九州市	馬島、藍島
2 福岡市	玄海島、小呂島、旧脇山村
4 久留米市	旧水縄村
6 飯塚市	旧筑穂町、旧潁田町
7 田川市	全域
8 柳川市	旧大和町
9 八女市	全域
10 筑後市	旧羽犬塚町
13 豊前市	旧岩屋村
16 筑紫野市	平等寺、上西山、本道寺・柚須原・香園
19 宗像市	地島、大島
23 うきは市	旧浮羽町
24 宮若市	旧吉川村、旧笠松村
25 嘉麻市	全域
26 朝倉市	旧高木村、旧上秋月村、旧秋月町、旧杷木町、旧朝倉町
27 みやま市	全域
28 糸島市	白糸、旧福吉村、旧志摩町
29 那珂川市	旧南畑村
31 篠栗町	萩尾
34 新宮町	相島
37 芦屋町	全域
41 小竹町	全域
42 鞍手町	全域
44 筑前町	三箇山
45 東峰村	全域
48 広川町	旧上広川村
49 香春町	全域
50 添田町	全域
51 糸田町	全域
52 川崎町	全域
53 大任町	全域
54 赤 村	全域
55 福智町	全域
57 みやこ町	全域
59 上毛町	全域
60 築上町	全域

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
 - ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。
- ※サービス算定対象期間: 月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防通所リハ (介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
	・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日
	・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能 型居宅介護 複合型サービス(看護小規模 多機能型居宅介護)	開始	・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) 変更日
		・区分変更(要介護⇔要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・受給資格取得 ・転入 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く) サービス提供日 (通い、訪問又は宿泊)
		・公費適用の有効期間開始 開始日
		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合) 資格取得日
	終了	・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) 変更日
		・区分変更(要介護⇔要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・受給資格喪失 ・転出 ・利用者との契約解除 契約解除日 (廃止・満了日) (開始日) (喪失日) (転出日)
		・公費適用の有効期間終了 終了日
夜間対応型訪問介護	開始	・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く) 契約日
		・公費適用の有効期間開始 開始日
		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合) 資格取得日
	終了	・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業所指定有効期間満了 ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除 契約解除日 (満了日) (開始日)
		・公費適用の有効期間終了 終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
訪問看護(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合)	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
	・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日
	開始 ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)	退所日の翌日 退居日の翌日
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)	給付終了日の翌日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	終了 ・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 (満了日) (開始日)
	・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(※1)	入所日の前日 入居日の前日
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)	給付開始日の前日
	・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
	・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日
	開始 ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)	退所日 退居日
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付終了日の翌日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 (満了日) (開始日)
	終了 ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(※1)	入所日の前日 入居日の前日
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付開始日の前日
	・公費適用の有効期間終了	終了日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 (特定施設入居者生活介護 及び介護予防特定施設入 居者生活介護における外部 サービス利用型を含む)	開始 ・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)	開始日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	終了 ・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)	中止日
	・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(みなし) ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(みなし) ・通所型サービス(独自) ※月額包括報酬の単位とした場合	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日
	・利用者との契約開始	契約日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
	・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
	・利用者との契約解除	契約解除日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日
	・公費適用の有効期間終了	終了日
居宅介護支援費 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費	・日割りを行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1) ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、それぞれにおいて月額包括報酬の算定を可能とする。	-

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
日割り計算用サービスコードがない加算及び減算	・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1) ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、生保併用にて月額包括報酬の算定を可能とする。	二

- ※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。
 なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。
- ※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。